

《裁判手続の流れ》

冒頭手続

証拠調べ
手続

弁論手続

評議

判決宣告

評議室

田中証人の尋問終了後、評議室に戻りました。
評議室では、田中証人の証言について、さまざま意見が出ました。
少し、その様子をのぞいてみましょう。



裁判員C

田中証人は、絶対とは言えないけれど被告人に間違いないと言っていたのだから、現場から出てきたのは被告人に間違いないんじゃないかしら。



裁判員F

でも、夜だったし、3、4秒といえは一瞬のことだから、そんなに印象に残らないんじゃないでしょうか。



裁判員B

ガラスが割れる音がして乙野宅の方を見ていたというのだから、3、4秒でも十分印象に残るということも考えられるんじゃないでしょうか。



裁判員D

でも、今日の証人尋問までに数か月経っているのに、被告人に間違いないというのも不自然な感じがします。



裁判員A

だけど、火事の後、警察で事情を聞かれた時に見せられた何枚かの写真の中から、乙野さんの家から出てきた男の写真だといって被告人の写真を選んだというのは、大事なことなんじゃないでしょうか。



裁判員D

弁護人が主張するように、警察官から誘導されたということも考えられるのではないのでしょうか。



裁判員E

だけど、証人は、そのようなことは何も言っていませんよ。



裁判員F

いずれにしても、田中証人も、見た男が被告人と同一人物とまでは言い切れないと言っているのだから、確実に被告人であったとまでは言えないのではないのでしょうか。

いろいろな意見が続きますが、入廷時刻が近づいたので、裁判長から、残る2人の証人について、次のような説明がありました。

裁判長



あと2人の証人尋問をしますが、尋問時間は短いですから、2人続けて尋問したいと思います。1人目は、被告人の職場の同僚の山田秋彦証人です。左手のけがは職場での作業中のものだという被告人の主張に関する質問が中心となります。2人目は、被告人の友人の石川冬男証人です。被告人のアリバイ主張の関係で、事件当日、被告人に電話をかけた時の状況が質問される予定です。